

公益財団法人岩手県スポーツ協会功労賞について

● 公益財団法人岩手県スポーツ協会 表彰規程抜粋

【表彰の種類と対象】

第2条 表彰の種類と対象は、次のとおりとする。

(1) 功労賞

本県スポーツの普及振興に多大の業績をあげ、その功績顕著なもの。

● 公益財団法人岩手県スポーツ協会 表彰規程細則抜粋

1 第2条第1号の「功労賞」の候補者は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者として特に功績顕著なものについては、年齢及び役職年数を問わない。
- (2) 20年以上にわたり所属団体の役員として尽力し、満60歳以上で功績顕著な者とする。
- (3) 故人については、役員期間は20年以上で功績顕著な者とし年齢を問わないものとする。
- (4) その他理事会において、特に功績顕著と認められた者とするが出席理事全員の賛成を得られた場合とする。なお、推薦者は推薦理由を説明すること。

● 公益財団法人岩手県スポーツ協会功労賞受賞候補推薦申し合わせ事項

- 1 各加盟団体の候補者の推薦は、1名を超えないものとする。
- 2 人口10万人以上の市町村体育協会の候補者の推薦は、2名を超えないものとする。
- 3 この申し合わせ事項は、平成17年4月1日から適用する。